令和元年度第１回岩手県障害者施策推進協議会会議録

１　日時

令和元年10月４日（金）13：30～15：00

２　場所

エスポワールいわて　３階特別ホール

３　出席者

（１）岩手県障害者施策推進協議会委員

和田　英人　　委員

鈴木　伸二　　委員

高橋　縁　　　委員

狩野　徹　　　委員

久保谷　康夫　委員

菊池　靖代　　委員

時舘　稔　　　委員

阿部　徳乃　　委員

高橋　真紀子　委員

鈴木　潔　　　委員

（２）事務局（岩手県）

岩手県保健福祉部副部長兼企画室長　　　　　　　　　　　　　　高橋　進

　　　〃　　　　　　障がい保健福祉課参事兼総括課長 　　　　山崎　淳

　　　〃　　　　　　　　〃　　　　　主幹兼障がい福祉担当課長 大坊　真紀子

　　　〃　　　　　　　　〃　　　　　こころの支援・療育担当課長 山口　秋人

　　　〃　　　　　　　　〃　　　　　主任主査 　　　　　　　　佐々木　卓也

　　　〃　　　　　　　　〃　　　　　主任主査 　　　　　　　　佐藤　和彦

　　　〃　　　　　　　　〃　　　　　主査　　　　　　　　 柳田　正芳

４　傍聴者

　　３人

５　会長の選任等

（1）　会長の選任

　 　　　委員の互選により、狩野委員が委員長に選任

（2）　会長職務代理者の指名

　　　　　会長が久保谷委員を指名

（3）委員紹介

６　議事

（1）　第５期障がい福祉計画の実績（平成30年度）について

資料１－１～１－４により事務局から説明

（狩野会長）比較的遅れているとかそういう指摘をしたところについては、対応策とか説明があったのですけれども、例えば最終目標に対して既に達成しているようなところが、その後さらに上を目指すのか維持するのかその辺をどういう風に考えているのか、説明をお願いします。

（事務局）今、狩野委員からご指摘のありましたことにつきましては、単年度で最終目標を超えていますが、翌年度も引き続き、最終目標値を目指していくというふうに考えています。

（狩野会長）達成できたものであっても、意味のある目標値なのでそれを目指すところが大事であって、それぞれ維持するということですね。目標を達成した時、ストップしてしまうような心配があると思ったので、いつも努力されているということですね。

　　（久保谷委員）今の質問にちょっと似ているのですけども、国が示したガイドライン等の目標値等について、そもそもこの目標値が高すぎるのでは、そこを超えるのは厳しいということになる。毎年毎年いつまで経っても目標に到達しないことになる。その辺の考えをお教えいただければ。

（事務局）まだ計画を定めて一年目ということでありますので、国の目標値がどうだったのかというのはまだ判断が難しいところではあるのですが、もし国の方で指針を見直すというであれば計画の見直しということも考えられるのかもしれませんが、一応3年間の計画ですので，指針に沿って目指して頑張っていくと考えています。

（久保谷委員）とりあえず頑張っていくということですね。

（事務局）補足させていただきますと、この計画目標値の定め方は、こういう計算式で目標値を定めてくださいという国の指針に定められているものもあるのですが、特に定めのないものについては、県で過去の実績等を勘案して一定の率を乗ずるというような形で目標値を設定しています。国の指針に関しては途中変更の難しいところですので、ある程度達成できそうなレベルで目標を設定しているというように考えています。

（時舘委員）「就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者数の一般就労移行者数」というところで、精神障害の方はすぐ辞めてしまいます。何回か勤めてから安定したなというところでカウントするのか、どのように移行者数をカウントしているのでしょうか。

（事務局）これにつきましては、各事業所にアンケートを行い、その年度の中で一般就労に移行した人というふうに回答頂いたものを積み上げたものになっております。

　（時舘委員）移行した時点のカウントだけであって、それ以降、何年務めたのか、辞めたのかというカウントにはなっていないのですね。

（事務局）そうですね、ここではそういう状況は把握していないところです。

（時舘委員）なんでこういう意見を言ったのかというと、精神障がいの方は就職がどうのではなくて継続して勤めなければならないので、そういう例があればいいのかなと思って。

（事務局）2ページの６の表でございますけれども、項目の上から二つ目「就労定着支援」ということで、一般就労された方が継続して安定して就労できるように事業所が支援するというものです。これで全てを把握しているわけではないのですが、こういった部分で就労について支援しているサービスの利用状況は分かるのではないかというところです。

（事務局）補足ですが、就労の定着の関係で、就労定着支援につきましては、昨年度からの新しい障害福祉サービスになります。その支援の要件が就労して半年経過していることが前提になっておりますので、この就労定着支援というのは一定程度定着している人により一層安定した定着の支援という意味合いでのサービスかというふうに考えております。就労して半年間をそれではどのように支援するかということですが、９つの各障がい福祉圏域に、就業・生活の両面から障がい者の方を支援するという就業生活支援センターがあります。障がい者の方々の就労が長続きしない、つまずく原因のひとつは、生活の関係も深く絡んでいるのではないかということも考えられます。そういったことも踏まえて生活相談を受けながら適時適切に助言や指導などを就業支援センターなどが行い、障がい者の方々の就労が定着できるように支援を行っております。

（鈴木委員）：就労定着支援事業ができたことによって、就労移行支援事業所から就業生活支援センターを通さなくても、就労するということもできるのではないか。

今の実績、定着率に関しては就業生活支援センターの登録者の方々はそれぞれのセンターにおいて、年度の一年間の定着率とかを全部数値化し、報告する義務がありますので、知りたいということであれば、地域のセンターに確認することになる。ただし、障がい者種別ごとに出るかどうかは分かりませんが、センター登録者に関しては定着率を見ております。その定着率がすぐ辞めた方が同じ年度に2回就職しても２回は２回、辞めればカウントが下がる形にはなっていますけども、大体一年間の定着率が75を超えているかなと。久慈圏域でも去年76、それより低いものとなっております。

（狩野会長）ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今、出された意見を踏まえまして、第５期障がい者福祉計画を推進していくということに致します。

（2）　令和元年度障がい者関係団体との意見交換会について

資料２－１～３により事務局から説明

（久保谷委員）個々の具体事例が出てきており、現場の声を聞きながらというのはすごく良いことで、継続して頂きたいと思います。色んな大事な具体事例が出てきたのですが、心のバリアフリーとか、小中高生への障がいに対する啓発というか、啓蒙のことも触れられていたと思います。私事で申し訳ないのですが、私は障がい者施設を雫石町でやっているのですが、近くに小学校がありまして、小学校の子供さんたちの描いた絵とか習字とかそういうのを施設の壁に貼り付けて、それから施設の花壇づくりみたいことをやっています。入所者80人くらいですが、その方々ともうまい具合に交流しているようです。大人もそうだと思いますけど、子供にとっては障がいを持っている人というのはちょっと異質に感じているのだと思うのですけれど、何年かやっているうちに「おじさん・おばさん」という感じでいい格好になっています。地域に開かれた障がい者施設というのを目指して、ぜひ地域に小学校、中学校があったら、真似して。そういう子どもの時代から障がいということに対する否定的な概念が無くなると大人になっても良いのではないかと思います。

（狩野会長）ありがとうございました。小さいときの経験はずっとその後続きますので、ぜひ、そういう意見がありましたということで考えて頂ければと思います。

（鈴木委員）子どもの医療費のところで、市町村で取組が違うということがあり、やはり県がここに所得制限をかけていると市町村がそれに従うというところもあるのかなと。転勤された方が、住んでいる場所が変わった途端に負担が増えるということが大変問題視されています。市町村に言えば財政が圧迫されるとかそういうことを言われて、では何のために納税があるのかと平行線で。県のほうで所得制限があったりするとやはり住んでいる人たちの方が苦しいのかなと。

あと、10月に保育無料化となっても、1歳から3歳のところは医療費無料というのから外れたりして、医療面に関して厳しいという声が上がっている。更にそこに障がいがある、介護を抱えている、それでも働かなければならず、働いている。でも、取られるのですごく厳しいという声が、障がい関係ではないですけどありまして、この通りかなと思いましたので、県のほうでもご検討いただければなと感じました。

（狩野会長）これについてコメントできるかどうか、お願いします。

（事務局）ご意見ありがとうございます。この回答に記載させていただいておりますが、県でも徐々に拡大してきておりまして、小学校までは入院も通院も県の方でも負担するということで、現物給付化を拡大させてきたところです。これについては、市町村からの声、色んな方々からのご意見を頂戴しているところですが、県としては、福祉医療保健関係も含めて県立病院を運営するというような相当な予算をかけてやっているということがあります。そういった中でバランスを考えながら進めておりまして、対象にならない部分もまだあるというところです。ただし、県としてもここに書いてございますけれども、やはり全国一律の制度としてやっていくべきだというように考えておりまして、国にそういった要望をしており、本県だけでなく知事会などとともに要望してまいります。今後については、今考えられているのは現物給付を拡大させていくというようなことなどを検討させていただいております。

（阿部委員）今のことに関してですけども、障害者手帳が無くても難病ということで、思うように働けない、どうしても年金も出なかったり、薬で調整して軽度扱いになってしまってというような方もいらっしゃいまして、そして自立にも繋がらない。同じようなことを医療費に関しては障がいと難病と同じような感じで捉えていただければありがたいと思います。やはり、小さいお子さんは、岩手ではどうしても車の利用が多くなってしまうということで、具体的に私の孫なんかも、もともとが名古屋に住んでいて、岩手で一時的に療育センターのお世話になったのですが、どうしても岩手では車でセンターと自宅を行き来する、あとは入所するという形で社会とは孤立しがちになります。子どもも親も孤立する。先ほどのところにいって、居宅訪問型児童発達支援という言葉がありましたけど、そういうことも含めて、例えば、在宅の支援を、岩手の方ですとどうしても家にこもりがちでオープンにできない。近所に知られたくないという方、地域の中でそういう声も多いので、もっと親も子供もそして大人になってからもオープンに社会の中で生きていける、そしてそれが楽しいことであると感じるように県のほうでも引き続きご支援のほうお願いしたいと思います。

（事務局）ありがとうございます。2点あったかと思いますが、まず難病の関係につきましては、ご承知かと思いますけども難病の方でも障害福祉サービスを受けることができます。ただ、そうは言いながらも、まだまだ難病の方々に十分周知されておらず利用に結び付いていないといった部分もあるようでございますので、引き続き難病の方も含めて障がい福祉サービスの利用について、周知を図ってまいりたいと思います。

それから療育が必要なお子さんの関係でございます。ご指摘がありましたように、居宅訪問型児童発達支援の実績が０といったことがあります。本県の療育支援体制はまだまだ十分といえる状況でないのはその通りでございまして、様々な角度から、今後もお子さんが地域で可能な限り地域の支援を受けながら地域の方々と一緒に生活できるような環境を整備できるよう、療育支援体制の充実にもこれまでも備えてきたところではありますけれども、引き続き努力していきたいというふうに感じております。どうもありがとうございます。

（時舘委員）農福連携のところで、意見というか自分の考えなのですが、農業をやってきている方が高齢化してきているということで、私のおじはリンゴ畑を貸していたのですけども、高齢化でできないということで切ってしまって、こういうのがあったら良かったなとすごく思っていました。いきいき牧場という作業所に行ったときに、そういう農家に行ってそういう支援をしていますと。重要なビジネスチャンス逃してしまったなと。ぜひ、そういう田舎のほうにも目を向けて頂ければなと。田舎の方は土地が余って、米とか採れるのだけども高齢になって使えない。障がい者を雇うとか、作業所と連携していくと、すごく夢のあることだなと思います。ぜひ力を入れて欲しいなと私の意見です。

（事務局）農福連携は、福祉の側から言いますと障がいのある方の社会参加に繋がり工賃の向上というような効果が期待されるのですが、一方、農業者の方にとっては労働力の確保という効果も期待されるということで、農林水産サイドと福祉サイドで推進しておりますので、県としても農林水産部と一緒に進めていきたいと思います。

（狩野会長）ありがとうございました。次に進めさせていただいて、最後に、ご意見があれば伺おうかと思っております。

（3）　岩手県農福連携応援マークについて

資料３により事務局から説明

（狩野会長）シールの大きさはどのくらいになるのんですか。小さいのもある。

（事務局）今作っている途中でして、一応これくらい（３センチくらい）、商品に貼りますのであまり大きくないように。これはあくまでもデザインということで、大きくプリントしております。

（狩野会長）例えばこれくらいの大きさと言ったら、何種類かあるのですか。

（事務局）これから発注の際に検討していきたいと考えております。

（狩野会長）個人的な意見ですが、これ自体は全く問題ないのですけれど、うちの大学のIPマークが、よそで登録されてしまって使うのにお金が取られたという事件があったのです。いわゆる違法的なこちらで意図していないような使い方をされるとか、その辺をちゃんと守るということも何か考えておいた方がいいかと思います。せっかく良い試みですれども、悪用する人いないとも限らないので、無断で使ってはいけないとか表示されたら良いのかなあと、少し気にしておいていただいたら良いのかなと思います。

（久保谷委員）商標登録をやったことがあって、商標を登録すると、結構お金がかかるのです。もし、作るのだったら、ＱＲコードを貼り付けて、障がい保健福祉課のホームページ作って、ＱＲコードを読むとそのホームページに飛ぶということをやれば、自分の商標だという人はいなくなるのではないでしょうか。

（事務局）ありがとうございます。そういった部分も考えていきたいと思います。

（高橋委員）大変良いと思うのですが、マークを使うことのメリットとすると、県のホームページで紹介されるというぐらいで、一般の方はこれを見て反応する方もいらっしゃると思うのですけども、特にメリットというと何か。

（事務局）ホームページにマークを交付された事業所の取組ですとか商品等を紹介していきたい。資料に記載しておりますけれども、農福連携関係のマルシェとかそういうイベント、他に工賃向上施策としてのイベント等が、県とか県社協さんとかであるのですけども、そういった時にこのマークが貼ってある物はこういう意味なのだということの普及啓発を図り、同じ物を買うのならマークが貼ってあるものを買った方が良いかなと思っていただけるように周知啓発に努めて参りたいと思います。

（鈴木委員）岩手県で再生資源認定利用製品というのをやっているのですが、うちらもそれを使って販売しようとしたのですが、それを使っている人たちには周知されても、企業等にうまく伝わっていないと企業もそれをメリットと思わない。結局、納入できなかった。ぜひ、企業等への周知を行い、我々も販売する際に企業等にアプローチしやすいようにならないと、広がらないのかなと思います。過去にもそういうことがあったので、ぜひそこも参考にしていただければと思います。

（事務局）ありがとうございます、ぜひ参考にさせて頂きたいと思います。

（4）　その他

（狩野会長）予定していた議事は終了しました。せっかく、来ていただいたので、委員の方々から何かあればいかがでしょうか。

（久保谷委員）障がい者の「がい」ですが、この資料では、障がい児の時は、「害」が漢字なのですよね。その辺の区分けはどういうふうになっているのですか。

（事務局）ありがとうございます。本県では、この障がいの「がい」の字を平仮名にしておりますのは、障がい者団体から一般的な障がいの「害」の書き方で漢字で表記すると非常にイメージが悪いので、何とかならないものかというような要望を受けまして、それでは漢字で表記するのを止めて平仮名表記にしますという形になったものと認識しております。

区分けですが、県に関する文書は基本的に平仮名表記ですが、その中でも法律の名称とか、固有のもの、県が勝手にその表記を変えてはいけないものについてはそのまま漢字で表記しております。一般的な県の文書の場合には平仮名表記を原則としているということです。

（久保谷委員）：例えば、７ページの下のほうは「障がい者」で平仮名なんですけど、上にいくと「害」が漢字なのですよね。逆のような気がしないでもないのですが、

（事務局）ご指摘は全くその通りだと思うのですが、例えばこの7ページに書いてある項目の名称は、法律で決まっている名称でございますので、それを使っている。ただ、この（10）からの障がい者というのが本当に法律でこう書いてあるかというと、もしかすると若干違いがあるかもしれない。例えば、今日の会議の障害者推進協議会、障害者が漢字になっておりますが、条例の名称が漢字であるということで使っているところです。

（時舘委員）資料２の身体障害者手帳についてカード化ということで、私もニュースで見たのですが、精神障がいの方の手帳のカード化をどのように進めるのか。カード化してもらいたいなと思うのは、障がい者手帳持っているけれどもバスに乗る時恥ずかしくて出せないという利用者の方がいらっしゃいまして、あと意外と持ち歩くのに手帳だと大きいので、早急にカード化してもらいたいという意見です。

（事務局）身体・知的・精神、全て31年3月に厚労省の省令が改正されまして、カード化について各県の判断でしてもいいと国から示されたところです。ただし、この回答にもありますように、他県でも検討中というところが大多数でありまして、また公共交通機関ですとか各障がい者団体等のご意見等を聞きながら検討していかなければならないというふうに考えております。今後、情報収集しながら検討していくという形で考えております。

（事務局）先程バスの関係のお話がありましたが、本県でも数年前に精神障がい者の方についてもバスの割引が開始されたところです。現在、精神障害者保健福祉手帳を交付するにあたり、割引を受ける際に顔の確認が必要となりますので、バスの割引を受けたい人は顔写真を貼る必要があります。そこはご本人の選択で、貼ってもいいですし、貼らなくてもいいですといったような形で精神障がい者の方々にはお知らせしています。

（時舘委員）カード化でも、写真は貼らなければいけないと思うのですけど、あの大きさが問題です。精神の方は、他の人から見られて、あの人は手帳を出してるいる、そういう姿は負担だということで、せっかく割引が受けられるのに受けていないということがあるので、他の県に先駆けてカード化したほうがいいのかなという気がしますので、お願いします。

（狩野会長）ありがとうございました。私の方の持ち分の議事は終了させて頂きたいと思います。事務局の方にお返ししたいと思います。

７　その他

次回協議会：来年2月頃に開催予定